

新城市都市計画審議会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市都市計画審議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）

第5条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催の1時間前から15分前までの間に、傍聴受付簿（別記様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴の定員)

第3条 傍聴の定員は受付先着10人とする。ただし、会長は、会議の開催場所の規模等により傍聴者の数を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物その他危険な物を持っている者
 - (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) パソコン、携帯電話等の通信機器を使用しないこと
- (6) みだりに席を離れないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(写真、ビデオ等の撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人への配布資料等)

第7条 傍聴人には、会議次第又は議題を記載した資料その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴者は、運営要綱第5条第1項の規定に基づき会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴者がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。